

本資料のうち、枠囲みの内容は、  
商業機密あるいは防護上の観点  
から公開できません

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-130 改1
提出年月日	平成30年2月20日

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 工事計画審査資料

その他発電用原子炉の附属施設のうち

非常用電源設備 非常用発電装置

(非常用ディーゼル発電装置)

(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置)

(添付書類)

## V-1 説明書

### V-1-1 各発電用原子炉施設に共通の説明書

#### V-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書

##### V-1-1-4-8 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他発電用原子炉の附属施設)

##### V-1-1-4-8-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他発電用原子炉の附属施設【非常用電源設備】)

V-1-1-4-8-1-1 設定根拠に関する説明書(非常用ディーゼル発電機内燃機関)

V-1-1-4-8-1-2 設定根拠に関する説明書(非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプ)

V-1-1-4-8-1-3 設定根拠に関する説明書(非常用ディーゼル発電機空気だめ)

V-1-1-4-8-1-4 設定根拠に関する説明書(非常用ディーゼル発電機空気だめの安全弁)

V-1-1-4-8-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク)

V-1-1-4-8-1-6 設定根拠に関する説明書(非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ)

V-1-1-4-8-1-7 設定根拠に関する説明書(軽油貯蔵タンク)

V-1-1-4-8-1-8 設定根拠に関する説明書(非常用ディーゼル発電機燃料設備 主配管(常設))

V-1-1-4-8-1-9 設定根拠に関する説明書(非常用ディーゼル発電機)

V-1-1-4-8-1-10 設定根拠に関する説明書(非常用ディーゼル発電機 励磁装置)

V-1-1-4-8-1-11 設定根拠に関する説明書(非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ)

V-1-1-4-8-1-12 設定根拠に関する説明書(非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ)

V-1-1-4-8-1-13 設定根拠に関する説明書(非常用ディーゼル発電機冷却設備 主配管(常設))

V-1-1-4-8-1-14 設定根拠に関する説明書(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関)

V-1-1-4-8-1-15 設定根拠に関する説明書(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプ)

V-1-1-4-8-1-16 設定根拠に関する説明書(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめ)

V-1-1-4-8-1-17 設定根拠に関する説明書(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめの安全弁)

V-1-1-4-8-1-18 設定根拠に関する説明書(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク)

V-1-1-4-8-1-19 設定根拠に関する説明書(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ)

- V-1-1-4-8-1-20 設定根拠に関する説明書（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機  
燃料設備 主配管（常設））
- V-1-1-4-8-1-21 設定根拠に関する説明書（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機）
- V-1-1-4-8-1-22 設定根拠に関する説明書（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機  
励磁装置）
- V-1-1-4-8-1-23 設定根拠に関する説明書（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機  
用海水ポンプ）
- V-1-1-4-8-1-24 設定根拠に関する説明書（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機  
用海水ストレーナ）
- V-1-1-4-8-1-25 設定根拠に関する説明書（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機  
冷却設備 主配管（常設））

## V-5 図面

### 9 その他発電用原子炉の附属施設

#### 9.1 非常用電源設備

##### 9.1.1 非常用発電装置

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（非常用発電装置）に係る機器の配置を明示した図面（1/8）  
【第9-1-1-1図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（非常用発電装置）に係る機器の配置を明示した図面（2/8）  
【第9-1-1-2図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（非常用発電装置）に係る機器の配置を明示した図面（3/8）  
【第9-1-1-3図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（非常用発電装置）に係る機器の配置を明示した図面（4/8）  
【第9-1-1-4図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（非常用発電装置）に係る機器の配置を明示した図面（5/8）  
【第9-1-1-5図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（非常用発電装置）に係る機器の配置を明示した図面（6/8）  
【第9-1-1-6図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（非常用発電装置）に係る機器の配置を明示した図面（7/8）  
【第9-1-1-7図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（非常用発電装置）に係る機器の配置を明示した図面（8/8）

【第 9-1-1-8 図】

#### 9.1.1.1 非常用ディーゼル発電装置

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（1/9）

【第 9-1-1-1-1 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（2/9）

【第 9-1-1-1-2 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（3/9）

【第 9-1-1-1-3 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（4/9）

【第 9-1-1-1-4 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（5/9）

【第 9-1-1-1-5 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（6/9）

【第 9-1-1-1-6 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（7/9）

【第 9-1-1-1-7 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（8/9）

【第 9-1-1-1-8 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（9/9）

【第 9-1-1-1-9 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（1/9）

【第 9-1-1-1-10 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（2/9）

【第 9-1-1-1-11 図】



- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（3／9）  
 【第 9-1-1-1-12 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（4／9）  
 【第 9-1-1-1-13 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（5／9）  
 【第 9-1-1-1-14 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（6／9）  
 【第 9-1-1-1-15 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（7／9）  
 【第 9-1-1-1-16 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（8／9）  
 【第 9-1-1-1-17 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（9／9）  
 【第 9-1-1-1-18 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の系統図（1／4）（設計基準対象施設）  
 【第 9-1-1-1-19 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の系統図（2／4）（重大事故等対処設備）  
 【第 9-1-1-1-20 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の系統図（3／4）（設計基準対象施設）  
 【第 9-1-1-1-21 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の系統図（4／4）（重大事故等対処設備）  
 【第 9-1-1-1-22 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（燃料油系）の系統図（1／4）（設計基準対象施設）  
 【第 9-1-1-1-23 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（燃料油系）の系統図（2/4）（重大事故等対処設備）  
 【第 9-1-1-1-24 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（燃料油系）の系統図（3/4）（設計基準対象施設）  
 【第 9-1-1-1-25 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（燃料油系）の系統図（4/4）（重大事故等対処設備）  
 【第 9-1-1-1-26 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（海水系）の系統図（1/4）（設計基準対象施設）  
 【第 9-1-1-1-27 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（海水系）の系統図（2/4）（重大事故等対処設備）  
 【第 9-1-1-1-28 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（海水系）の系統図（3/4）（設計基準対象施設）  
 【第 9-1-1-1-29 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）（海水系）の系統図（4/4）（重大事故等対処設備）  
 【第 9-1-1-1-30 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の構造図 非常用ディーゼル発電機内燃機関  
 【第 9-1-1-1-31 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の構造図 非常用ディーゼル発電機調速装置  
 【第 9-1-1-1-32 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の構造図 非常用ディーゼル発電機非常調速装置  
 【第 9-1-1-1-33 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の構造図 非常用ディーゼル発電機 空気だめ  
 【「非常用ディーゼル発電機 空気だめ」は、昭和 50 年 3 月 28 日付け 50 資庁第 1524 号にて認可された工事計画書の添付図面「第 5-1-4 図 空気だめ本体図（2/2）（非常用ディーゼル発電装置用）」及び昭和 51 年 11 月 27 日付け建建発第 112 号にて届出した工事計画書の添付図面「第 10-3 図 空気だめ本体図（1/2）（非常用ディーゼル発電装置用）」による】

- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の構造図 非常用ディーゼル発電機 空気だめの安全弁  
 【「非常用ディーゼル発電機 空気だめの安全弁」は、昭和50年3月28日付け50資庁第1524号にて認可された工事計画書の添付図面「第5-1-5図 空気だめの安全弁の構造図（非常用ディーゼル発電装置用）」による】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の構造図 非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク  
 【第9-1-1-1-34図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の構造図 非常用ディーゼル発電機 燃料移送ポンプ  
 【第9-1-1-1-35図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の構造図 軽油貯蔵タンク  
 【第9-1-1-1-36図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の構造図 非常用ディーゼル発電機  
 【第9-1-1-1-37図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の構造図 非常用ディーゼル発電機励磁装置  
 【第9-1-1-1-38図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の構造図 非常用ディーゼル発電機保護継電装置  
 【第9-1-1-1-39図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の構造図 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ  
 【第9-1-1-1-40図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（非常用ディーゼル発電装置）の構造図 非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ  
 【「非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ」は、昭和50年10月6日付け50資庁第8313号にて認可された工事計画書の添付図面「第4-2図 非常用予備発電装置内燃機関冷却系ストレーナ構造図（その1）（非常用ディーゼル発電機用）」による】

#### 9.1.1.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（1/7）  
【第 9-1-1-2-1 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（2/7）  
【第 9-1-1-2-2 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（3/7）  
【第 9-1-1-2-3 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（4/7）  
【第 9-1-1-2-4 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（5/7）  
【第 9-1-1-2-5 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（6/7）  
【第 9-1-1-2-6 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）（燃料油系）に係る主配管の配置を明示した図面（7/7）  
【第 9-1-1-2-7 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（1/6）  
【第 9-1-1-2-8 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（2/6）  
【第 9-1-1-2-9 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（3/6）  
【第 9-1-1-2-10 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（4/6）  
【第 9-1-1-2-11 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（5/6）  
【第 9-1-1-2-12 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレ  
 イ系ディーゼル発電装置）（海水系）に係る主配管の配置を明示した図面（6/6）  
 【第 9-1-1-2-13 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレ  
 イ系ディーゼル発電装置）の系統図（1/2）（設計基準対象施設）  
 【第 9-1-1-2-14 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレ  
 イ系ディーゼル発電装置）の系統図（2/2）（重大事故等対処設備）  
 【第 9-1-1-2-15 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレ  
 イ系ディーゼル発電装置）（燃料油系）の系統図（1/2）（設計基準対象施設）  
 【第 9-1-1-2-16 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレ  
 イ系ディーゼル発電装置）（燃料油系）の系統図（2/2）（重大事故等対処設備）  
 【第 9-1-1-2-17 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレ  
 イ系ディーゼル発電装置）（海水系）の系統図（1/2）（設計基準対象施設）  
 【第 9-1-1-2-18 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレ  
 イ系ディーゼル発電装置）（海水系）の系統図（2/2）（重大事故等対処設備）  
 【第 9-1-1-2-19 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系  
 ディーゼル発電装置）の構造図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関  
 【第 9-1-1-2-20 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系  
 ディーゼル発電装置）の構造図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機調速装置  
 【第 9-1-1-2-21 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系  
 ディーゼル発電装置）の構造図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機非常調速装置  
 【第 9-1-1-2-22 図】
- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系  
 ディーゼル発電装置）の構造図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 空気だめ  
 【「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 空気だめ」は、昭和 50 年 3 月 28 日付け 50  
 資庁第 1524 号にて認可された工事計画書の添付図面「第 5-2-4 図 空気だめ本体  
 図（2/2）（高圧炉心スプレイ系用ディーゼル発電装置用）」及び昭和 51 年 11 月 27 日  
 付け建建発第 112 号にて届出した工事計画書の添付図面「第 10-6 図 空気だめ本体  
 図（1/2）（高圧炉心スプレイ系用ディーゼル発電装置用）」による】

- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）の構造図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 空気だめの安全弁

【「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 空気だめの安全弁」は、昭和 50 年 3 月 28 日付け 50 資庁第 1524 号にて認可された工事計画書の添付図面「第 5-2-5 図 空気だめの安全弁の構造図（高圧炉心スプレイ系用ディーゼル発電装置用）」による】

- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）の構造図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク

【第 9-1-1-2-23 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）の構造図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ

【第 9-1-1-2-24 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）の構造図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機

【第 9-1-1-2-25 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）の構造図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機励磁装置

【第 9-1-1-2-26 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）の構造図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機保護継電装置

【第 9-1-1-2-27 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）の構造図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ

【第 9-1-1-2-28 図】

- ・その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置）の構造図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ

【「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ」は、昭和 50 年 10 月 6 日付け 50 資庁第 8313 号にて認可された工事計画書の添付図面「第 4-3 図 非常用予備発電装置内燃機関冷却系ストレーナ構造図（その 2）（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用）」による】

## V-1-1-4-8-1-1 設定根拠に関する説明書

(非常用ディーゼル発電機内燃機関)

名 称		非常用ディーゼル発電機内燃機関
個 数	—	機関 2, 過給機 4
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 非常用ディーゼル発電機内燃機関は、非常用ディーゼル発電機の一部として、設計基準事故時に発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために必要な電力を供給し、工学的安全施設等の設備が必要とする電源が所定の時間内に所定の電圧に到達し、継続的に電力を供給するために設置する。</li> <li>・重大事故等対処設備 重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する非常用ディーゼル発電機内燃機関は、以下の機能を有する。  非常用ディーゼル発電機内燃機関は、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。  系統構成は、非常用ディーゼル発電機内燃機関の出力を非常用ディーゼル発電機へ供給し、必要な電力を確保するために設置する非常用ディーゼル発電機を運転できる設計とする。</li> </ul> <p>1. 個数の設定根拠 非常用ディーゼル発電機内燃機関は、設計基準対象施設として工学的安全施設等の設備が必要とする電力を供給するために必要な個数として機関 2 個及び過給機をディーゼル機関 1 台に 2 個、合計 4 個設置する。  重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機内燃機関は、設計基準対象施設として機関 2 個及び過給機 4 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		



V-1-1-4-8-1-2 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプ)

名	称	非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプ	
容	量	m <sup>3</sup> /h/個	<input type="text"/>
個	数	—	2
<p><b>【設定根拠】</b>  (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設  非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプは、設計基準対象施設としてディーゼル発電機のうち、ディーゼル機関のシリンダブロック及びシリンダヘッド等を冷却する冷却水設備であり、ディーゼル機関運転時に燃料の燃焼により発熱するディーゼル機関高温部への冷却水を確保するために設置する。</li> <li>・重大事故等対処設備  重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプは、以下の機能を有する。</li> </ul> <p>非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプは、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、冷却水ポンプにてディーゼル機関のシリンダブロック及びシリンダヘッド等へ清水を供給し、必要な電力を確保するために設置するディーゼル発電機を運転できる設計とする。</p> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプの容量は、非常用ディーゼル発電機内燃機関のシリンダブロック及びシリンダヘッド等を冷却するために必要な容量 <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h をポンプ 1 台で供給できる容量とし、<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプを重大事故等時ににおいて使用する場合の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h/個とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h/個とする。</p>			

## 2. 個数の設定根拠

非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプは、設計基準対象施設として、2C 非常用ディーゼル発電機及び 2D 非常用ディーゼル発電機のディーゼル機関へそれぞれに冷却水を供給するために必要な個数であるディーゼル機関 1 台に 1 個、合計 2 個設置する。

重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプは、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

### V-1-1-4-8-1-3 設定根拠に関する説明書

(非常用ディーゼル発電機空気だめ)

名 称		非常用ディーゼル 発電機空気だめ A	非常用ディーゼル 発電機空気だめ B
容 量	m <sup>3</sup> /個	□以上 (3)	
最 高 使 用 圧 力	MPa	3.24	
最 高 使 用 温 度	℃	60	
個 数	—	2	2

【設 定 根 拠】

(概要)

・設計基準対象施設

非常用ディーゼル発電機空気だめは、非常用ディーゼル発電機内燃機関自動始動が□回可能な圧縮空気を蓄えるために設置する。

・重大事故等対処設備

重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する非常用ディーゼル発電機空気だめは、以下の機能を有する。

非常用ディーゼル発電機空気だめは、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、非常用ディーゼル発電機空気だめに非常用ディーゼル発電機内燃機関を始動できる圧力及び容量の圧縮空気を貯蔵し、始動時に非常用ディーゼル発電機内燃機関へ送ることができる設計とする。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機空気だめの容量は、非常用ディーゼル発電機内燃機関の自動始動が定格圧力から□回可能な容量とする。

上記の条件を満足する非常用ディーゼル発電機空気だめの必要容量は、下記のように求める。

$$V = \frac{Q \cdot N}{\frac{P_1 - P_2}{P_0}} = \frac{\square \times \square}{\frac{2.94 - \square}{0.0980665}}$$

$$= \square \text{ m}^3$$

- $V$  : 必要空気だめ容量 (m<sup>3</sup>)  
 $Q$  : 自動始動 1 回に要する平均空気量 (m<sup>3</sup>) =   
 $N$  : 始動回数 (回) =   
 $P_1$  : 空気だめの定格圧力 (MPa) = 2.94  
 $P_2$  : 回始動後の圧力 (MPa) =   
 $P_0$  : 大気圧 (MPa [abs]) = 0.0980665

上記から、非常用ディーゼル発電機空気だめの容量は、m<sup>3</sup>/個以上とする。

非常用ディーゼル発電機空気だめを重大事故等時において使用する場合の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、m<sup>3</sup>/個以上とする。

公称値については要求される容量であるm<sup>3</sup>/個を上回る 3 m<sup>3</sup>/個とする。

## 2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機空気だめの最高使用圧力は、非常用ディーゼル発電機空気圧縮機自動停止圧力である 2.94 MPa を上回る 3.24 MPa とする。

非常用ディーゼル発電機空気だめを重大事故等時において使用する場合の圧力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、3.24 MPa とする。

## 3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機空気だめの最高使用温度は、非常用ディーゼル発電機空気圧縮機の吐出空気温度が℃以下であることから、60 ℃とする。

非常用ディーゼル発電機空気だめを重大事故等時において使用する場合の温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、60 ℃とする。

#### 4. 個数の設定根拠

非常用ディーゼル発電機空気だめは、設計基準対象施設として非常用ディーゼル発電機内燃機関自動始動が□回可能な圧縮空気を蓄えるために必要な個数であるディーゼル機関 1 台に 1 個，合計 2 個設置し，更にバックアップ用としてディーゼル機関 1 台に 1 個，合計 2 個を加えて 4 個設置する。

重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機空気だめは、設計基準対象施設として非常用ディーゼル発電機内燃機関自動始動が□回可能な圧縮空気を蓄えるために 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

V-1-1-4-8-1-4 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電機 空気だめの安全弁)



名 称		3-14Z1	3-14Z101	3-14Z2	3-14Z102
吹 出 圧 力	MPa	3.24			
個 数	—	1	1	1	1
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概 要)</p> <p>3-14Z1, 3-14Z101, 3-14Z2, 3-14Z102は, 非常用ディーゼル発電機空気だめに設置する安全弁である。</p> <p>3-14Z1, 3-14Z101, 3-14Z2, 3-14Z102は, 設計基準対象施設として, 非常用ディーゼル発電機空気だめの圧力が最高使用圧力となった場合に開動作して最高使用圧力以下に維持する。</p> <p>重大事故等対処設備としては, 重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機空気だめの圧力が, 重大事故等対象設備として使用する場合の最高使用圧力となった場合に開動作して最高使用圧力以下に維持する。</p> <p>なお, バックアップ用の非常用ディーゼル発電機空気だめに設置する3-14Z2, 3-14Z102は, 重大事故等対処設備として使用しない。</p> <p>1. 吹出圧力の設定根拠</p> <p>3-14Z1, 3-14Z101, 3-14Z2, 3-14Z102の吹出圧力は, 非常用ディーゼル発電機空気だめの最高使用圧力に合わせ, 3.24 MPaとする。</p> <p>3-14Z1, 3-14Z101を重大事故等時において使用する場合の吹出圧力は, 重大事故等時における非常用ディーゼル発電機空気だめの使用圧力と同じ3.24 MPaとする。</p> <p>2. 個数の設定根拠</p> <p>3-14Z1, 3-14Z101, 3-14Z2, 3-14Z102は, 設計基準対象施設として, 非常用ディーゼル発電機空気だめの圧力を最高使用圧力以下に維持するために必要な個数である非常用ディーゼル発電機空気だめにそれぞれ1個設置する。</p> <p>重大事故等時に使用する3-14Z1, 3-14Z101は, 設計基準対象施設として, 重大事故等対処設備として使用する非常用ディーゼル発電機空気だめにそれぞれ1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>					

V-1-1-4-8-1-5 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク)

名 称		非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク	
容 量	m <sup>3</sup> /個		□以上 (14)
最 高 使 用 圧 力	MPa		静水頭
最 高 使 用 温 度	℃		55
個 数	—		2

**【設 定 根 拠】**

(概要)

・ 設計基準対象施設

非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、軽油貯蔵タンクより供給された燃料油を貯蔵するとともに、非常用ディーゼル発電機内燃機関の連続運転に必要な燃料油を確保するために設置する。

・ 重大事故等対処設備

重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、以下の機能を有する。

非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、軽油貯蔵タンクより供給された燃料油を貯蔵し、非常用ディーゼル発電機内燃機関の連続運転に必要な燃料油を供給する設計とする。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクの容量は、ディーゼル発電機が定格出力で□時間の連続運転が可能な容量とする。

上記の条件を満足する非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクの必要容量は、下記のように求める。

$$V = \frac{N \cdot C \cdot H}{\gamma}$$

$$= \frac{5200 \times \square}{\square} = \square \div \square \text{ m}^3$$

V : 燃料油デイトンク必要容量 (m<sup>3</sup>)  
 N : 発電機定格出力 (kW) = 5200  
 C : 燃料消費率 (kg/kW・h) =   
 H : 連続運転時間 (h) =   
 γ : 燃料油の密度 (kg/m<sup>3</sup>) =  (設計値)

上記から、非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクの容量は、m<sup>3</sup>/個以上とする。

非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、m<sup>3</sup>/個以上とする。

公称値については要求される容量であるm<sup>3</sup>/個を上回る 14 m<sup>3</sup>/個とする。

## 2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクの最高使用圧力は、非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクが大気開放であることから、静水頭とする。

非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクを重大事故等時において使用する場合は、非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクが大気開放であることから、静水頭とする。

## 3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクの最高使用温度は、軽油貯蔵タンクの最高使用温度と同じ 55 °C とする。

非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンクを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における軽油貯蔵タンクの使用温度と同じ 55 °C とする。

#### 4. 個数の設定根拠

非常用ディーゼル発電機燃料油デイトankは、設計基準対象施設として軽油貯蔵Tankより供給された燃料油を貯蔵するとともに、非常用ディーゼル発電機内燃機関の連続運転に必要な燃料油を供給するために必要な個数である非常用ディーゼル発電機内燃機関 1 台に 1 個とし、合計 2 個設置する。

重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機燃料油デイトankは、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

V-1-1-4-8-1-11 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ)

名 称		非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ	
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	272.6 以上 (272.6)	
揚 程	m	44 以上 (44)	
最 高 使 用 圧 力	MPa	0.70	
最 高 使 用 温 度	℃	38	
原 動 機 出 力	kW/個	55	
個 数	—	2	
<p>【設 定 根 拠】</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設 <p>非常用ディーゼル発電機用海水ポンプは、設計基準対象施設として非常用高圧母線が停電又は原子炉冷却材喪失事故が発生した場合に海水取水口より海水を取水し、非常用ディーゼル発電設備に冷却水を供給するために設置する。</p> </li> <li>重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプは、以下の機能を有する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機用海水ポンプは、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプにて海水を取水し、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ出口に設置される非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナにより異物等を除去した後、冷却水を非常用ディーゼル発電機へ供給し、必要な電力を確保するために設置する非常用ディーゼル発電機を運転できる設計とする。</p> </li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの容量は、非常用ディーゼル発電設備の冷却器の必要冷却水量 <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h を上回る 272.6 m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機用海水ポンプを重大事故等時において使用する場合の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、272.6 m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ 272.6 m<sup>3</sup>/h/個とする。</p>			

## 2. 揚程の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの揚程は、下記を考慮する。

- ① 静水頭（取水と放水の水頭差） : 3.1 m
- ② 配管・機器圧力損失 :  m

非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの揚程は、①～②の合計 44 m 以上とする。

非常用ディーゼル発電機用海水ポンプを重大事故等時において使用する場合の揚程は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、44 m 以上とする。

公称値については要求される揚程と同じ 44 m とする。

## 3. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用圧力は、下記を考慮する。

- ① 静水頭（取水口想定最高水位～系統最低レベル） : 0.06 MPa
- ② 全揚程 : 44 m (0.44 MPa)

上記より、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用圧力は、①～②の合計  MPa を上回る 0.70 MPa とする。

非常用ディーゼル発電機用海水ポンプを重大事故等時において使用する場合の圧力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、0.70 MPa とする。

## 4. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用温度は、海水温度を上回るものとし、38 °C とする。

非常用ディーゼル発電機用海水ポンプを重大事故等時において使用する場合の温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、38 °C とする。



5. 原動機出力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの原動機出力は、定格流量点での軸動力を基に設定する。

$$P_w = 10^{-3} \times \rho \times g \times Q \times H$$

$$\eta = \frac{P_w}{P} \times 100$$

(引用文献：日本工業規格 J I S B 0 1 3 1 (2002) 「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \times \rho \times g \times Q \times H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力 (kW)

P<sub>w</sub> : 水動力 (kW)

ρ : 密度 (kg/m<sup>3</sup>) = 1025.9 (6.1℃, 海水)

g : 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>) = 9.80665

Q : 容量 (m<sup>3</sup>/s) = 272.6/3600

H : 揚程 (m) = 44

η : ポンプ効率 (%) (設計計画値) =

$$P = \frac{10^{-3} \times 1025 \times 9.80665 \times \left(\frac{272.6}{3600}\right) \times 44}{\text{} / 100} = \text{} = \text{} \text{ kW}$$

上記より、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの原動機出力は、軸動力  kW を上回る出力とし、55 kW/個とする。

非常用ディーゼル発電機用海水ポンプを重大事故等時において使用する場合の原動機出力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、55 kW/個とする。

6. 個数の設定根拠

非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ (原動機含む) は、設計基準対象施設として非常用高圧母線が停電若しくは原子炉冷却材喪失事故が発生の場合に取水路を通じて海水を取水し、非常用ディーゼル発電機熱交換器に冷却水を供給するために必要な個数である 2 個設置する。

重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ (原動機含む) は、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

V-1-1-4-8-1-12 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ)

名 称		非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ	
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	331 以上 (331)	
最 高 使 用 圧 力	MPa	0.70	
最 高 使 用 温 度	°C	38	
個 数	—	2	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設 非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナは、設計基準対象施設として海水に含まれる異物を除去することによって、下流に設置されている非常用ディーゼル発電機の性能低下を防止することを目的に設置する。</li> <li>重大事故等対処設備 重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナは、以下の機能を有する。  非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナは、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。 系統構成は、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプにて海水を取水し、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ出口に設置される非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナにより異物等を除去した後、冷却水を非常用ディーゼル発電設備へ供給し、必要な電力を確保するために設置する非常用ディーゼル発電機を運転できる設計とする。</li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠 設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナの容量は、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの容量 272.6 m<sup>3</sup>/h/個を上回る、331 m<sup>3</sup>/h/個以上とする。  非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナを重大事故等時ににおいて使用する場合の容量は、重大事故等時における非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの容量 272.6 m<sup>3</sup>/h/個を上回る、331 m<sup>3</sup>/h/個以上とする。  公称値については要求される容量と同仕様として 331 m<sup>3</sup>/h/個とする。</p>			

2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナの最高使用圧力は、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用圧力と同じ 0.70 MPa とする。

非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの使用圧力と同じ 0.70 MPa とする。

3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナの最高使用温度は、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用温度と同じ 38 °C とする。

非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの使用温度と同じ 38 °C とする。

4. 個数の設定根拠

非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナは、設計基準対象施設として海水に含まれる異物を除去することによって、下流に設置されている非常用ディーゼル発電機の性能低下を防止するために必要な個数である 1 系列に 1 個、合計 2 個設置する。

重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナは、設計基準対象施設として 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

V-1-1-4-8-1-13 設定根拠に関する説明書  
(非常用ディーゼル発電機冷却設備 主配管 (常設))

名 称		非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ ～ 非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ
最高使用圧力	MPa	0.70
最高使用温度	℃	38
外 径	mm	267.4
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプから非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナを接続する配管であり、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプより冷却水（海水）を非常用ディーゼル発電機の各冷却器に送水するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、重大事故等時における非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用温度と同じ38℃とする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、重大事故等時における非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの使用温度と同じ38℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの容量を基に設定しており、重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの容量が設計基準対象施設としての容量と同仕様であるため、本配管の外径はメーカー社内基準に基づき定めた標準流速を考慮し選定した設計基準対象施設の外径と同仕様で設計し、267.4 mmとする。</p>		

名 称	非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ ～ 空気冷却器及び潤滑油冷却器 ～ 非常用ディーゼル発電機清水冷却器	
最高使用圧力	MPa	0.70
最高使用温度	℃	38, 50
外 径	mm	114.3, 165.2, 216.3, 267.4, 318.5
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は、非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナから空気冷却器及び潤滑油冷却器を経て非常用ディーゼル発電機清水冷却器までを接続する配管であり、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプより冷却水（海水）を非常用ディーゼル発電機の各冷却器に送水するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、重大事故等時における非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>2.1 最高使用温度 38℃</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用温度と同じ38℃とする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、重大事故等時における非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの使用温度と同じ38℃とする。</p> <p>2.2 最高使用温度 50℃</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、非常用ディーゼル発電機の各冷却器（冷却水側）の最高使用温度と同じ50℃とする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、50℃とする。</p>		

### 3. 外径の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの容量を基に設定しており、重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの容量が設計基準対象施設としての容量と同仕様であるため、本配管の外径はメーカー社内基準に基づき定めた標準流速を考慮し選定した設計基準対象施設の外径と同仕様で設計し、114.3 mm, 165.2 mm, 216.3 mm, 267.4 mm, 318.5 mmとする。



名 称		非常用ディーゼル発電機清水冷却器 ～ 放出配管分岐点
最高使用圧力	MPa	0.70
最高使用温度	℃	50, 66
外 径	mm	216.3, 267.4
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は、非常用ディーゼル発電機清水冷却器と放出配管分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として、非常用ディーゼル発電機の各冷却器の冷却後の冷却水（海水）を屋外へ排水するため設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、重大事故等時における非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>2.1 最高使用温度 50 ℃</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、非常用ディーゼル発電機清水冷却器（冷却水側）の最高使用温度と同じ50 ℃とする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同設計条件とし、50 ℃とする。</p> <p>2.2 最高使用温度 66 ℃</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、非常用ディーゼル発電機清水冷却器（冷却水側）の最高使用温度が50 ℃であるため、それを上回る66 ℃とする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同設計条件とし、66 ℃とする。</p>		

### 3. 外径の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの容量を基に設定しており、重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの容量が設計基準対象施設としての容量と同仕様であるため、本配管の外径はメーカー社内基準に基づき定めた標準流速を考慮し選定した設計基準対象施設の外径と同仕様で設計し、216.3 mm, 267.4 mmとする。

名 称		放出配管分岐点 ～ 放水先
最高使用圧力	MPa	0.70
最高使用温度	℃	66
外 径	mm	267.4
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は、放出配管分岐点と放水先とを接続する配管であり、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として、非常用ディーゼル発電機の各冷却器の冷却後の冷却水（海水）を屋外へ排水するため設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、非常用ディーゼル発電機用海図居ポンプの最高使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用圧力は、重大事故当時における非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、主配管「非常用ディーゼル発電機清水冷却器～放出配管分岐点」の最高使用温度と同じ66℃とする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の最高使用温度は、重大事故当時における主配管「非常用ディーゼル発電機清水冷却器～放出配管分岐点」の使用温度と同じ66℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの容量を基に設定しており、重大事故等時に使用する非常用ディーゼル発電機用海水ポンプの容量が設計基準対象施設としての容量と同仕様であるため、本配管の外径はメーカー社内基準に基づき定めた標準流速を考慮し選定した設計基準対象施設の外径と同仕様で設計し、267.4 mmとする。</p>		

V-1-1-4-8-1-14 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関)

名 称		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関
個 数	—	機関 1, 過給機 2
<p><b>【設 定 根 拠】</b></p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設</li> </ul> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関は、ディーゼル発電機の一部として、設計基準事故時に発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設である高圧炉心スプレイ系がその機能を確保するために必要な電力を供給し、高圧炉心スプレイ系が必要とする電源が所定の時間内に所定の電圧に到達し、継続的に電力を供給するために設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備</li> </ul> <p>重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関は、以下の機能を有する。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関は、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関の出力を高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機へ供給し、必要な電力を確保するために設置する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を運転できる設計とする。</p> <p>1. 個数の設定根拠</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関は、設計基準対象施設として高圧炉心スプレイ系が必要とする電源を供給するために必要な個数として機関 1 個及び過給機 2 個を設置する。</p> <p>重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関は、設計基準対象施設として機関 1 個及び過給機 2 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>		

V-1-1-4-8-1-15 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプ)

名	称	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプ		
容	量	m <sup>3</sup> /h/個		
個	数	—	1	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプは、設計基準対象施設としてディーゼル発電機のうち、ディーゼル機関のシリンダブロック及びシリンダヘッド等を冷却する冷却水設備であり、ディーゼル機関運転時に燃料の燃焼により発熱するディーゼル機関高温部への冷却水を確保するために設置する。</li> <li>・重大事故等対処設備 重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプは、以下の機能を有する。</li> </ul> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプは、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、冷却水ポンプにてディーゼル機関のシリンダブロック及びシリンダヘッド等へ清水を供給し、必要な電力を確保するために設置するディーゼル発電機を運転できる設計とする。</p> <p>1. 容量の設定根拠</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプの容量は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関のシリンダブロック及びシリンダヘッド等を冷却するために必要な容量 <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h をポンプ 1 台で供給できる容量とし、<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプを重大事故等時ににおいて使用する場合の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、<input type="text"/> m<sup>3</sup>/h/個とする。</p> <p>公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> m<sup>3</sup>/h/個とする。</p>				

## 2. 個数の設定根拠

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプは、設計基準対象施設として、ディーゼル機関へ冷却水を供給するために必要な個数である1個設置する。

重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプは、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。



V-1-1-4-8-1-16 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめ)

名 称		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめ A	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめ B
容 量	m <sup>3</sup> /個	□以上 (3)	
最 高 使 用 圧 力	MPa	3.24	
最 高 使 用 温 度	℃	60	
個 数	—	1	1
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめは、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関自動始動が□回可能な圧縮空気を蓄えるために設置する。</li> <li>・重大事故等対処設備 重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめは、以下の機能を有する。</li> </ul> <p>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめは、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。</p> <p>系統構成は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめに高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関を始動できる圧力及び容量の圧縮空気を貯蔵し、始動時に高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関へ送ることができる設計とする。</p> <p>1. 容量の設定根拠 設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめの容量は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関の自動始動が定格圧力から□回可能な容量とする。</p> <p>上記の条件を満足する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめの必要容量は、下記のように求める。</p> $V = \frac{Q \cdot N}{\frac{P_1 - P_2}{P_0}} = \frac{\square \times \square}{\frac{2.94 - \square}{0.0980665}}$ <p>= □ m<sup>3</sup></p>			

- V : 必要空気だめ容量 (m<sup>3</sup>)  
 Q : 自動始動 1 回に要する平均空気量 (m<sup>3</sup>) =   
 N : 始動回数 (回) =   
 P<sub>1</sub> : 空気だめの定格圧力 (MPa) = 2.94  
 P<sub>2</sub> : 回始動後の圧力 (MPa) =   
 P<sub>0</sub> : 大気圧 (MPa [abs]) = 0.0980665

上記から、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめの容量は、m<sup>3</sup>/個以上とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、m<sup>3</sup>/個以上とする。

公称値については、要求される容量である m<sup>3</sup>/個を上回る 3 m<sup>3</sup>/個とする。

## 2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめの最高使用圧力は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気圧縮機自動停止圧力である 2.94 MPa を上回る 3.24 MPa とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、3.24 MPa とする。

## 3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめの最高使用温度は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気圧縮機の吐出空気温度が ℃以下であることから、60℃とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、60℃とする。

#### 4. 個数の設定根拠

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめは、設計基準対象施設として高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関自動始動が□回可能な圧縮空気を蓄えるために必要な個数として1個設置し、更にバックアップ用としての1個を加えて2個設置する。

重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめは、設計基準対象施設として高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関自動始動が□回可能な圧縮空気を蓄えるために1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

V-1-1-4-8-1-17 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 空気だめの安全弁)

名 称		3-14Z201	3-14Z202
吹 出 圧 力	MPa	3.24	
個 数	—	1	1
<p><b>【設 定 根 拠】</b>            (概 要)</p> <p>3-14Z201, 3-14Z202は, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめに設置する安全弁である。</p> <p>3-14Z201, 3-14Z202は, 設計基準対象施設として, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめの圧力が最高使用圧力となった場合に開動作して最高使用圧力以下に維持する。</p> <p>重大事故等対処設備としては, 重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめの圧力が, 重大事故等対象設備として使用する場合の最高使用圧力となった場合に開動作して最高使用圧力以下に維持する。</p> <p>なお, バックアップ用の高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめに設置する3-14Z202は, 重大事故等対処設備として使用しない。</p> <p>1. 吹出圧力の設定根拠</p> <p>3-14Z201, 3-14Z202の吹出圧力は, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめの最高使用圧力に合わせ, 3.24 MPaとする。</p> <p>3-14Z201を重大事故等時において使用する場合の吹出圧力は, 重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめの使用圧力と同じ3.24 MPaとする。</p> <p>2. 個数の設定根拠</p> <p>3-14Z201, 3-14Z202は, 設計基準対象施設として, 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめの圧力を最高使用圧力以下に維持するために必要な個数である高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめにそれぞれ1個設置する。</p> <p>重大事故等時に使用する3-14Z201は, 設計基準対象施設として, 重大事故等対処設備として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめに1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。</p>			

V-1-1-4-8-1-18 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク)

名 称	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク	
容 量	m <sup>3</sup> /個	□以上 (7.5)
最 高 使 用 圧 力	MPa	静水頭
最 高 使 用 温 度	℃	55
個 数	—	1

**【設 定 根 拠】**

(概要)

・ 設計基準対象施設

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、軽油貯蔵タンクより供給された燃料油を貯蔵するとともに、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関の連続運転に必要な燃料油を供給するために設置する。

・ 重大事故等対処設備

重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、以下の機能を有する。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。

系統構成は、軽油貯蔵タンクより供給された燃料油を貯蔵し、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関の連続運転に必要な燃料油を供給する設計とする。

1. 容量の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクの容量は、ディーゼル発電機が定格出力で□時間の連続運転が可能な容量とする。

上記の条件を満足する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクの必要容量は、下記のように求める。

$$V = \frac{N \cdot C \cdot H}{\gamma}$$

$$= \frac{2800 \times \square}{\square} = \square \div \square \text{ m}^3$$



V : 燃料油デイトンク必要容量 (m<sup>3</sup>)  
 N : 発電機定格出力 (kW) =2800  
 C : 燃料消費率 (kg/kW・h) =   
 H : 連続運転時間 (h) =   
 γ : 燃料油の密度 (kg/m<sup>3</sup>) =  (設計値)

上記から、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクの容量は、m<sup>3</sup>/個以上とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、m<sup>3</sup>/個以上とする。

公称値については要求される容量であるm<sup>3</sup>/個を上回る 7.5 m<sup>3</sup>/個とする。

## 2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクの最高使用圧力は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクが大気開放であることから、静水頭とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクを重大事故等時において使用する場合は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクが大気開放であることから、静水頭とする。

## 3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクの最高使用温度は、軽油貯蔵タンクの最高使用温度と同じ 55 °C とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクを重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における軽油貯蔵タンクの使用温度と同じ 55 °C とする。

#### 4. 個数の設定根拠

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、設計基準対象施設として軽油貯蔵タンクより供給された燃料油を貯蔵するとともに、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関の連続運転に必要な燃料油を供給するために必要な個数である1個設置する。

重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンクは、設計基準対象施設として1個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

V-1-1-4-8-1-23 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ)

名 称		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ	
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	232.8 以上 (232.8)	
揚 程	m	43 以上 (43)	
最 高 使 用 圧 力	MPa	0.70	
最 高 使 用 温 度	℃	38	
原 動 機 出 力	kW/個	55	
個 数	—	1	
<p><b>【設 定 根 拠】</b>            (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準対象施設                高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、設計基準対象施設として非常用高圧母線（高圧炉心スプレイ系用母線を含む。）が停電又は原子炉冷却材喪失事故が発生した場合に海水取水口より海水を取水し、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却器に冷却水を供給するために設置する。</li> <li>・重大事故等対処設備                重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、以下の機能を有する。                 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプは、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。                 系統構成は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプにて海水を取水し、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ出口に設置される高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナにより異物等を除去した後、冷却水を高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機へ供給し、必要な電力を確保するために設置する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を運転できる設計とする。</li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠                設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの容量は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備の冷却器の必要冷却水量 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span> m<sup>3</sup>/h/を上回る 232.8 m<sup>3</sup>/h/個以上とする。</p>			

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプを重大事故等時において使用する場合の容量は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、 $232.8 \text{ m}^3/\text{h}$ /個以上とする。

公称値については要求される容量と同じ  $232.8 \text{ m}^3/\text{h}$ /個とする。

## 2. 揚程の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの揚程は、下記を考慮する。

- |                  |   |                        |
|------------------|---|------------------------|
| ① 静水頭（取水と放水の水頭差） | : | 3.1 m                  |
| ② 配管・機器圧力損失      | : | <input type="text"/> m |

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの揚程は、①～②の合計 43 m 以上とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプを重大事故等時において使用する場合の揚程は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、43 m 以上とする。

公称値については要求される揚程と同じ 43 m とする。

## 3. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用圧力は、下記を考慮する。

- |                          |   |                 |
|--------------------------|---|-----------------|
| ① 静水頭（取水口想定最高水位～系統最低レベル） | : | 0.06 MPa        |
| ② 全揚程                    | : | 43 m (0.43 MPa) |

上記より、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用圧力は、①～②の合計  MPa を上回る 0.70 MPa とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプを重大事故等時において使用する場合の圧力は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、0.70 MPa とする。

4. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用温度は、海水温度を上回るものとし、38℃とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、38℃とする。

5. 原動機出力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの原動機出力は、定格流量点での軸動力を基に設定する。

$$P_w = 10^{-3} \times \rho \times g \times Q \times H$$

$$\eta = \frac{P_w}{P} \times 100$$

(引用文献：日本工業規格 J I S B 0 1 3 1 (2002)「ターボポンプ用語」)

$$P = \frac{10^{-3} \times \rho \times g \times Q \times H}{\eta / 100}$$

P : 軸動力 (kW)

P<sub>w</sub> : 水動力 (kW)

ρ : 密度 (kg/m<sup>3</sup>) = 1025.9 (6.1℃, 海水)

g : 重力加速度 (m/s<sup>2</sup>) = 9.80665

Q : 容量 (m<sup>3</sup>/s) = 232.8/3600

H : 揚程 (m) = 43

η : ポンプ効率 (%) (設計計画値) =

$$P = \frac{10^{-3} \times 1025 \times 9.80665 \times \left( \frac{232.8}{3600} \right) \times 43}{\text{} / 100} = \text{} = \text{} \text{ kW}$$

上記より、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの原動機出力は、軸動力  kW を上回る 55 kW/個とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプを重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、55 kW/個とする。

6. 個数の設定根拠

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（原動機含む）は、設計基準対象施設として非常用高圧母線（高圧炉心スプレイ系用母線を含む。）が停電若しくは原子炉冷却材喪失事故が発生の場合に取水路を通じて海水を取水し、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機熱交換器に冷却水を供給するために必要な個数である 1 個設置する。

重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ（原動機含む）は、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

V-1-1-4-8-1-24 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ)



名 称		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ	
容 量	m <sup>3</sup> /h/個	386 以上 (386)	
最 高 使 用 圧 力	MPa	0.70	
最 高 使 用 温 度	℃	38	
個 数	—	1	
<p><b>【設 定 根 拠】</b> (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計基準対象施設 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナは、設計基準対象施設として海水に含まれる異物を除去することによって、下流に設置されている高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の性能低下を防止することを目的に設置する。</li> <li>重大事故等対処設備 重大事故等時に、その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナは、以下の機能を有する。  高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナは、設計基準対象施設の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために設置する。 系統構成は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプにて海水を取水し、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ出口に設置される高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナにより異物等を除去した後、冷却水を高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機へ供給し、必要な電力を確保するために設置する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を運転できる設計とする。</li> </ul> <p>1. 容量の設定根拠 設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナの容量は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの容量 232.8 m<sup>3</sup>/h/個を上回る、386 m<sup>3</sup>/h/個以上とする。  高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナを重大事故等時ににおいて使用する場合の容量は、重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの容量 232.8 m<sup>3</sup>/h/個を上回る、386 m<sup>3</sup>/h/個以上とする。  公称値については要求される容量と同仕様として 386 m<sup>3</sup>/h/個とする。</p>			

## 2. 最高使用圧力の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナの最高使用圧力は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用圧力と同じ 0.70 MPa とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナを重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの使用圧力と同じ 0.70 MPa とする。

## 3. 最高使用温度の設定根拠

設計基準対象施設として使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナの最高使用温度は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用温度と同じ 38 °C とする。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナを重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの使用温度と同じ 38 °C とする。

## 4. 個数の設定根拠

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナは、設計基準対象施設として海水に含まれる異物を除去することによって、下流に設置されている高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の性能低下を防止するために必要な個数である 1 個設置する。

重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナは、設計基準対象施設として 1 個設置しているものを重大事故等対処設備として使用する。

V-1-1-4-8-1-25 設定根拠に関する説明書  
(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却設備 主配管 (常設))

名 称		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ～ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ
最高使用圧力	MPa	0.70
最高使用温度	℃	38
外 径	mm	267.4
<p><b>【設定根拠】</b> (概要)</p> <p>本配管は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプから高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナを接続する配管であり、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプより冷却水（海水）を高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の各冷却器に送水するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用温度と同じ38℃とする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの使用温度と同じ38℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの容量を基に設定しており、重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの容量が設計基準対象施設としての容量と同仕様であるため、本配管の外径はメーカー社内基準に基づき定めた標準流速を考慮し選定した設計基準対象施設の外径と同仕様で設計し、267.4 mmとする。</p>		

名 称		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナ ～ 空気冷却器及び潤滑油冷却器 ～ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機清水冷却器
最高使用圧力	MPa	0.70
最高使用温度	℃	38, 50
外 径	mm	114.3, 165.2, 216.3, 267.4, 318.5
<p>【設定根拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ストレーナから空気冷却器及び潤滑油冷却器を経て高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機清水冷却器までを接続する配管であり、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプより冷却水（海水）を高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の各冷却器に送水するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>2.1 最高使用温度 38℃</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用温度と同じ38℃とする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの使用温度と同じ38℃とする。</p> <p>2.2 最高使用温度 50℃</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の各冷却器（冷却水側）の最高使用温度と同じ50℃とする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、50℃とする。</p>		

### 3. 外径の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの容量を基に設定しており、重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの容量が設計基準対象施設としての容量と同仕様であるため、本配管の外径はメーカー社内基準に基づき定めた標準流速を考慮し選定した設計基準対象施設の外径と同仕様で設計し、114.3 mm, 165.2 mm, 216.3 mm, 267.4 mm, 318.5 mmとする。

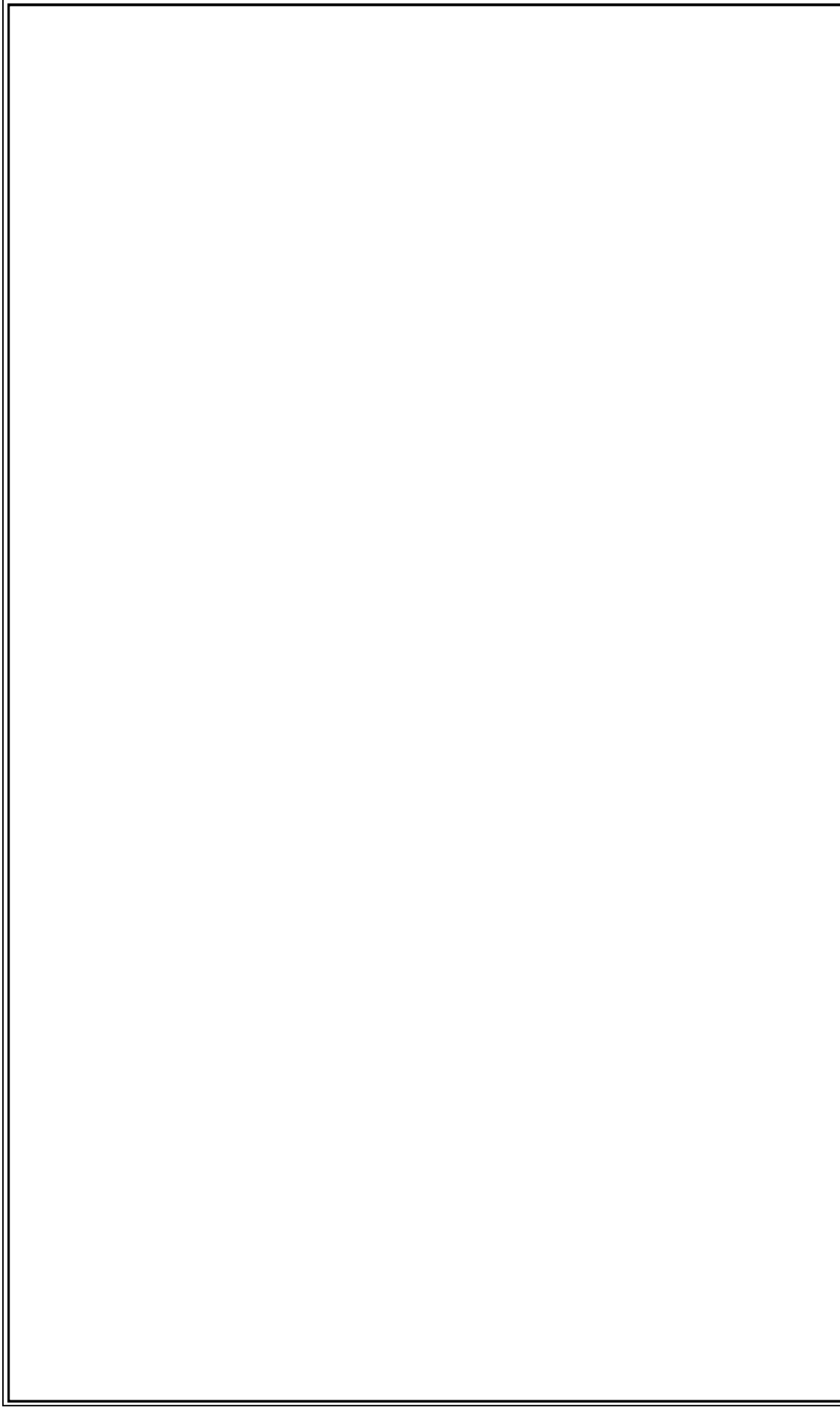
名 称		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機清水冷却器 ～ 放出配管分岐点
最高使用圧力	MPa	0.70
最高使用温度	℃	50, 66
外 径	mm	216.3, 267.4
<p>【設定根拠】</p> <p>(概要)</p> <p>本配管は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機清水冷却器と放出配管分岐点を接続する配管であり、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の各冷却器の冷却後の冷却水（海水）を屋外へ排水するために設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合は、重大事故等時における高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠</p> <p>2.1 最高使用温度 50℃</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機清水冷却器（冷却水側）の最高使用温度と同じ50℃とする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、50℃とする。</p> <p>2.2 最高使用温度 66℃</p> <p>設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機清水冷却器（冷却水側）の最高使用温度が50℃であるため、それを上回る66℃とする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合は、設計基準対象施設と同様の使用方法であるため、設計基準対象施設と同仕様で設計し、66℃とする。</p>		

### 3. 外径の設定根拠

本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの容量を基に設定しており、重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの容量が設計基準対象施設としての容量と同仕様であるため、本配管の外径はメーカー社内基準に基づき定めた標準流速を考慮し選定した設計基準対象施設の外径と同仕様で設計し、216.3 mm, 267.4 mmとする。



名 称		放出配管分岐点 ～ 放水先
最高使用圧力	MPa	0.70
最高使用温度	℃	66
外 径	mm	267.4
<p><b>【設定根拠】</b> (概要) 本配管は、放出配管分岐点と放水先とを接続する配管であり、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備として、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の各冷却器の冷却水（海水）を屋外へ排水するため設置する。</p> <p>1. 最高使用圧力の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用圧力は、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの最高使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の圧力は、重大事故等時における主配管「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機清水冷却器～放出配管分岐点」の使用圧力と同じ0.70 MPaとする。</p> <p>2. 最高使用温度の設定根拠 設計基準対象施設として使用する本配管の最高使用温度は、主配管「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機清水冷却器から放出配管分岐点」の最高使用温度と同じ66℃とする。</p> <p>本配管を重大事故等時において使用する場合の温度は、重大事故等時における主配管「高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機清水冷却器～放出配管分岐点」の使用温度と同じ66℃とする。</p> <p>3. 外径の設定根拠 本配管を重大事故等時において使用する場合の外径は、重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの容量を基に設定しており、重大事故等時に使用する高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの容量が設計基準対象施設としての容量と同仕様であるため、本配管の外径はメーカー社内基準に基づき定めた標準流速を考慮し選定した設計基準対象施設の外径と同仕様で設計し、267.4 mmとする。</p>		



工事計画認可申請	第9-1-1-2図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設のうち非常用電源設備（非常用発電装置）に係る機器の配置を明示した図面（2/8）
日本原子力発電株式会社	
8213	

	工事計画認可申請	第9-1-1-6図	
	東海第二発電所		
	名称	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備（非常用発電装置）に係 る機器の配置を明示した図面（6/8）	
	日本原子力発電株式会社	8129	

<div style="border: 1px solid black; height: 800px; width: 100%;"></div>		工事計画認可申請	第9-1-1-7図
		東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備（非常用発電装置）に係 る機器の配置を明示した図面（7/8）		
日本原子力発電株式会社		8129	

工事計画認可申請 第 9-1-1-1-10 図 東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置 (非常用ディーゼル発電装置) (海水系)
称	に係る主配管の配置を明示した図面 (1/9)
日本原子力発電株式会社	
8214	

工事計画認可申請 第 9-1-1-1-11 図	
東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置
称	(非常用ディーゼル発電装置) (海水系) に係る主配管の配置を明示した図面 (2/9)
日本原子力発電株式会社	
8214	

工事計画認可申請 第 9-1-1-1-12 図 東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置
称	(非常用ディーゼル発電装置) (海水系) に係る主配管の配置を明示した図面 (3/9)
日本原子力発電株式会社	
8214	

工事計画認可申請 第 9-1-1-1-13 図	
東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置
称	(非常用ディーゼル発電装置) (海水系) に係る主配管の配置を明示した図面 (4/9)
日本原子力発電株式会社	
8214	



工事計画認可申請 第 9-1-1-1-14 図 東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置
称	(非常用ディーゼル発電装置) (海水系) に係る主配管の配置を明示した図面 (5/9)
日本原子力発電株式会社	
8214	

工事計画認可申請 第 9-1-1-1-15 図 東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置 (非常用ディーゼル発電装置) (海水系)
称	に係る主配管の配置を明示した図面 (6/9)
日本原子力発電株式会社	
8214	

工事計画認可申請 第 9-1-1-1-16 図 東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置 (非常用ディーゼル発電装置) (海水系)
称	に係る主配管の配置を明示した図面 (7/9)
日本原子力発電株式会社	
8214	

工事計画認可申請 第 9-1-1-1-17 図 東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置 (非常用ディーゼル発電装置) (海水系)
称	に係る主配管の配置を明示した図面 (8/9)
日本原子力発電株式会社	
8214	

工事計画認可申請 第 9-1-1-1-18 図 東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置
称	(非常用ディーゼル発電装置) (海水系) に係る主配管の配置を明示した図面 (9/9)
日本原子力発電株式会社	
8214	

		工事計画認可申請	第 9-1-1-1-19 図
		東海第二発電所	
		名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置 (非常用ディーゼル発電装置)
称	の系統図(1/4) (設計基準対象施設)		
		日本原子力発電株式会社	
		8207	

		工事計画認可申請	第 9-1-1-1-20 図
		東海第二発電所	
		名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置 (非常用ディーゼル発電装置)
称	の系統図(2/4) (重大事故等対応設備)		
		日本原子力発電株式会社	
		8207	

工事計画認可申請 第 9-1-1-1-21 図

東海第二発電所

名 称  
その他発電用原子炉の附属施設のうち  
非常用電源設備非常用発電装置  
(非常用ディーゼル発電装置)  
の系統図(3/4)  
(設計基準対象施設)

日本原子力発電株式会社

8207



工事計画認可申請 第 9-1-1-1-22 図

東海第二発電所

名 称  
その他発電用原子炉の附属施設のうち  
非常用電源設備非常用発電装置  
(非常用ディーゼル発電装置)  
の系統図(4/4)  
(重大事故等対処設備)

日本原子力発電株式会社

8207

工事計画認可申請 第 9-1-1-1-27 函

東海第二発電所

その他発電用原子炉の附属施設のうち  
非常用電源認識非常用発電装置  
(非常用デジタル発電装置)  
(海水系) の系統図 (1/4)  
(設計基準対象施設)

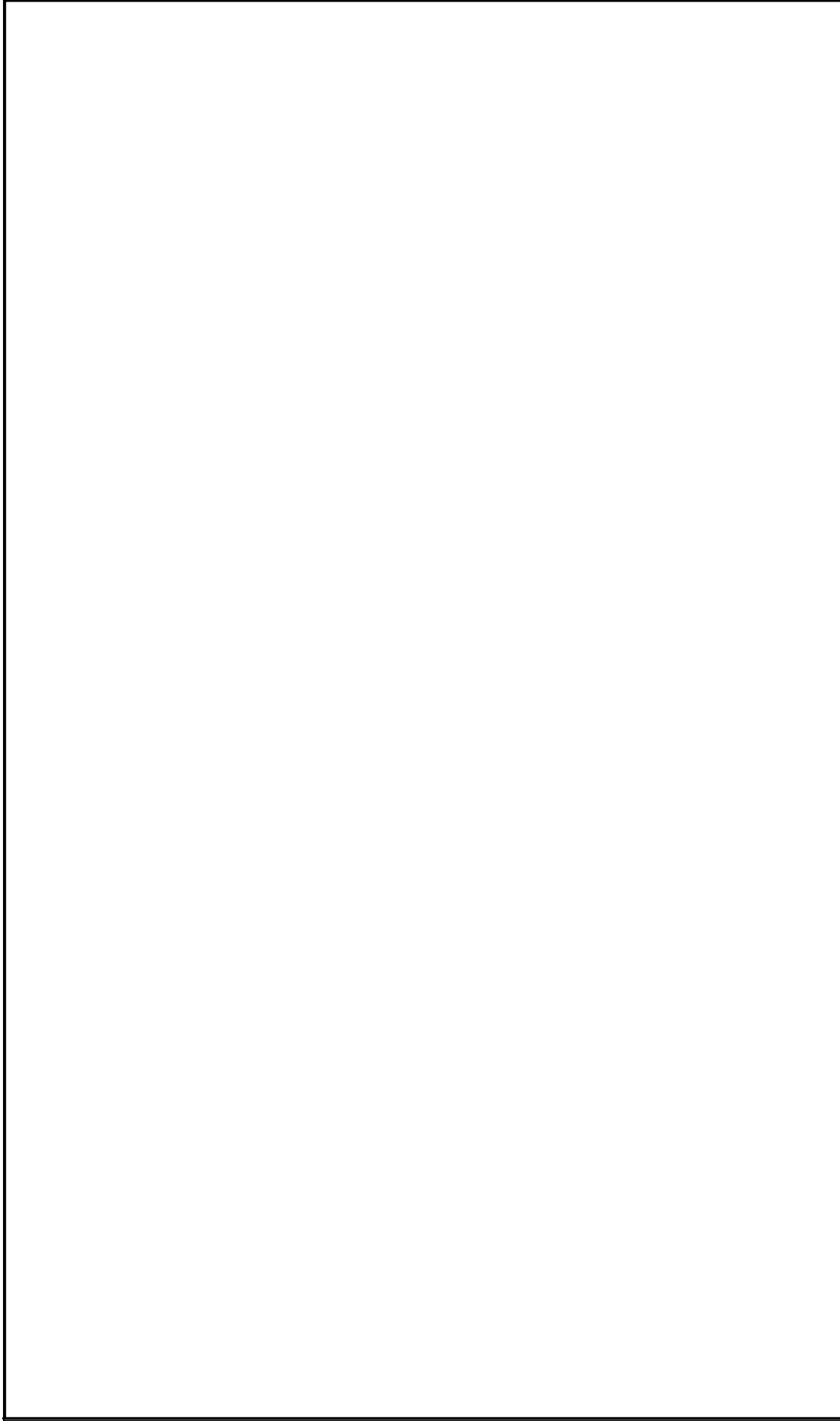
日本原子力発電株式会社

8205



工事計画認可申請 第 9-1-1-1-28 図	
東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置 (非常用ディーゼル発電装置)
称	(海水系) の系統図 (2/4) (重大事故等対処設備)
日本原子力発電株式会社	
8205	

<div style="border: 1px solid black; height: 850px; width: 100%;"></div>	
工事計画認可申請 第 9-1-1-1-29 図	
東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置 (非常用ディーゼル発電装置)
称	(海水系) の系統図 (3/4) (設計基準対象施設)
日本原子力発電株式会社	
8205	



工事計画認可申請	第 9-1-1-1-30 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置 (非常用ディーゼル発電装置) (海水系) の系統図 (4/4) (重大事故等対処設備)
日本原子力発電株式会社	
8205	

工事計画認可申請

※ 電力法第114条

東海第二発電所

名 称  
その他発電用原子炉の附属施設  
非常用電源設備非常用発電装置  
(非常用ディーゼル発電装置) の構造図  
非常用ディーゼル発電機内燃機関

日本原子力発電株式会社

8219

工事計画認可申請

第 94-1-1-1-12 回

東海第二発電所

その他発電用原子炉の附属施設  
非常用電源設備非常用発電装置  
(非常用ディーゼル発電装置) の構設図  
非常用ディーゼル発電機速達装置

名

称

日本原子力発電株式会社

8219

工事計画認可申請

第 94-1-1-1-03 回

東海第二発電所

その他発電用原子炉の附属施設  
非常用電源設備非常用発電装置  
(非常用ディーゼル発電装置) の構設図  
非常用ディーゼル発電機非常用調速装置

名

称

日本原子力発電株式会社

8219



工事計画認可申請 第 9-1-1-1-34 図	
東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置 (非常用ディーゼル発電装置) の構造図
称	非常用ディーゼル発電機 燃料油ダイヤタンク
日本原子力発電株式会社	
8219	

注1：寸法はmmを示す。  
注2：特記なき寸法は公称値を示す。

工事計画認可申請 第9-1-1-1-40 図

東海第二発電所

名 称  
その他発電用原子炉の附属施設  
非常用電源設備非常用電源装置  
(非常用ディーゼルの発電装置)の構造図  
非常用ディーゼルの発電機用海水ポンプ

日本原子力発電株式会社

8219

工事計画認可申請 第 9-1-1-2-8 図 東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置
称	(高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル発電装置) (海水系)に係る 主配管の配置を明示した図面 (1/6)
日本原子力発電株式会社	
8213	

工事計画認可申請 第 9-1-1-2-9 図 東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置
称	(高圧炉心スプレイスタージェーセル発電装置) (海水系)に係る 主配管の配置を明示した図面 (2/6)
日本原子力発電株式会社	
8213	

工事計画認可申請 第 9-1-1-2-10 図	
東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置
称	(高圧炉心スプレイスタージェーセル発電装置) (海水系)に係る 主配管の配置を明示した図面 (3/6)
日本原子力発電株式会社	
8213	

工事計画認可申請 第 9-1-1-2-11 図 東海第二発電所	
名 称	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置 (高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル発電装置) (海水系)に係る 主配管の配置を明示した図面 (4/6) 日本原子力発電株式会社
8213	

工事計画認可申請 第 9-1-1-2-12 図	
東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置
称	(高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル発電装置) (海水系)に係る 主配管の配置を明示した図面 (5/6)
日本原子力発電株式会社	
8213	

		工事計画認可申請 第 9-1-1-2-13 図	
		東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置		
称	(高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル発電装置) (海水系)に係る 主配管の配置を明示した図面 (6/6)		
		日本原子力発電株式会社	
		8213	



工事計画認可申請

第 9-1-1-2-14 図

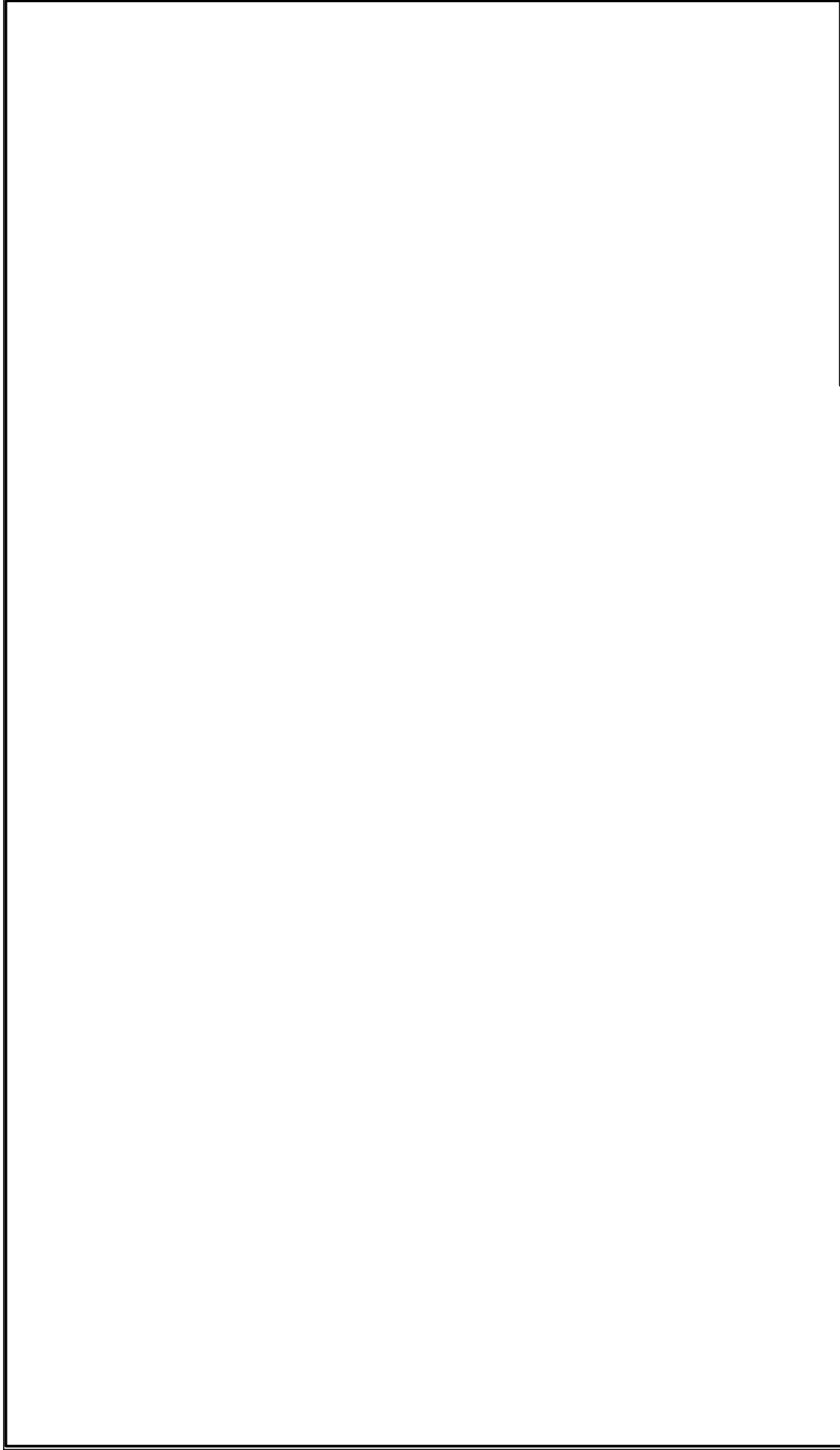
東海第二発電所

その他発電用原子炉の附属施設のうち  
非常用電源設備非常用発電装置  
名 (高圧炉心スプレイス系非常用ディーゼル発電装置)  
称 の系統図(1/2)  
(設計基準対象施設)

日本原子力発電株式会社

8207

工事計画認可申請	第 9-1-1-2-15 図
東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置 (高圧炉心スプレイスライシステム発電装置)
称	の系統図(2/2) (重大事故等対応設備)
日本原子力発電株式会社	
8207	



工事計画認可申請		第 9-1-1-2-18 図
東海第二発電所		
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置	
称	(高圧炉心スプレイスター系のシステム図 (1/2) (海水系) の系統図 (設計基準対象施設))	
日本原子力発電株式会社		
		8205

工事計画認可申請		第 9-1-1-2-19 図
東海第二発電所		
名	その他発電用原子炉の附属施設のうち 非常用電源設備非常用発電装置 (高圧炉心スプレイスターター発電装置)	
称	(海水系) の系統図 (2/2) (重大事故等対処設備)	
日本原子力発電株式会社		
		8205

工事計画認可申請

第 94-1-10-20 回

東海第二発電所

その他発電用原子炉の附属施設  
非常用電源設備非常用発電装置  
(前庄原子炉システム系ダイヤセル発電機) の構造図  
前庄原子炉システム系ダイヤセル発電機内蔵機図

名

称

日本原子力発電株式会社

8219

工事計画認可申請

第 8219 号

東海第二発電所

その他発電用原子炉の附属施設  
非常用電源設備非常用発電装置  
(南庄原子炉システムライクシステム発電装置) の構造図  
南庄原子炉システムライクシステム発電装置設置

名

称

日本原子力発電株式会社

8219

工事計画認可申請

第 94110022 回

東海第二発電所

その他発電用原子炉の附属施設  
非常用電源設備非常用発電機装置  
(南庄原子炉システム系アイセーセル発電装置) の構造図  
南庄原子炉システム系アイセーセル発電機非常用電源装置

名

称

日本原子力発電株式会社

8219

工事計画認可申請 第 9-1-1-2-23 図	
東海第二発電所	
名	その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置 (高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル発電装置) の構造図
称	高圧炉心スプレイスライ系ディーゼル発電機 燃料油ダイヤタンク
日本原子力発電株式会社	
8219	



注1：寸法はmmを示す。  
注2：特記なき寸法は公称値を示す。

工事計画認可申請	第 9-1-1-2-28 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備非常用発電装置 (前庄原子炉システム系アイゼル発電装置)の構造図 高圧炉心システム系アイゼル発電機用海水ポンプ
日本原子力発電株式会社	